

←
共 通←

Q 7. 要項の申請要件③にある「工業用のガスの契約」とは、どのようなものを指しますか。←

A 7. 今回の給付金における工業用のガスの契約とは、次のとおりです。←

①高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の適用を受ける液化石油ガス（LPGガス）の契約←

※「液化石油ガス」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第2条第1項に規定されるものをいいます。←

←
②ガス事業法（昭和29年法律第51号）に基づく都市ガスの小売事業者等との契約で、年間契約量が1,000万㎡以上のもの←

※国の電気・ガス価格激変緩和対策事業の対象需要家とならない場合は、今回の給付金の対象となります。←

※「ガス事業法に基づく都市ガスの小売事業者等」とは、次のとおりです。←
契約事業者が該当するか否かについては、直接、契約事業者にご確認ください。←

- ・ガス事業法に基づく都市ガス（旧簡易ガスを含まない）のガス小売事業者（一般ガス導管事業者または特定ガス導管事業者の導管によりガスを供給する事業者）←
- ・ローリーによりLNGを工場等の需要家に供給する事業者←
- ・一般ガス導管や特定ガス導管またはローリーにより供給される都市ガスやLNGを小売導管によりガス供給するガス小売事業者 等←